

病院及び診療所の開設・増床許可等事務に関する事前協議事務処理要領

平成27年4月1日制定
平成28年4月1日改正
平成29年4月1日改正
平成31年4月1日改正
令和2年4月1日改正
令和3年2月1日改正
令和5年4月1日改正

(趣旨)

第1 この要領は、医療法（昭和23年法律第205号。以下、「法」という。）第7条に基づく病院及び診療所の開設許可等について、事務の円滑な処理を図るとともに、医療法第30条の4に定める医療計画の達成の推進のため、事前協議手続きを定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 許可による病床設置等 法第7条第1項に基づく病院の開設、同条第2項に基づく病院の病床数の増加、同条第3項に基づく診療所の病床の設置及び病床数の増加
- (2) 開設者等 前号に掲げる病床設置等をしようとする者をいう。
- (3) 地元医師会 第1号に掲げる病床設置等の対象地区を範囲とする区医師会をいう。
- (4) 他法令 第1号に掲げる病床設置等の場合に必要とする許認可等を規定する法令のうち、法及び法に基づく政省令以外の法令をいう。

(事前相談及び指導)

第3 開設者等は、第2第1号に掲げる病床設置等に係る許可申請に先立って、あらかじめ当該計画の概要等について、健康局保健所医務薬務課に相談し、指導を受けるものとする。ただし、新たに病院を開設もしくは病床の増床をする場合、診療所に病床を設置もしくは病床の増床をする場合は、あらかじめ神戸圏域における病床整備（配分）に係る病床の配分を受けておくことが必要である。

(関係者との調整)

第4 第3の指導をふまえ、病院を開設しようとする者は、病院開設事前協議書（様式1）を、病院の病床数を増加しようとする者は病院増床事前協議書（様式2）を作成のうえ、

それぞれ健康局長に2部提出する。診療所に病床を設置あるいは診療所の病床数を増加しようとする者は、診療所病床設置（増床）事前協議書（様式3）を作成のうえ、それぞれ健康局長に2部提出する。

- 2 健康局長は、前項に規定する事前協議書の提出があった場合、提供する医療の内容及び近隣医療機関との連携等について、必要に応じて神戸圏域地域医療構想調整会議病床機能検討部会運営要綱に基づく神戸圏域地域医療構想調整会議 病床機能検討部会（以下「病床機能検討部会」という。）及び地元医師会の意見書その他これに替わるものを求めるものとする。
- 3 病床機能検討部会の会長は、前項の意見を求められたときは、速やかに協議会を開催し意見をとりまとめることとする。
- 4 健康局長は、病床機能検討部会、地元医師会の意見書等の提出があったときは、関係主管部局と連絡調整を図るとともに、事前協議書の内容を審査するものとする。

（他法令の制限解除）

- 第5 開設者等は、第2第1号に掲げる病床設置等をするために他法令による行政庁の許可、認可等を必要とする場合にあっては、当該行政庁と十分協議を行うものとする。

（許可申請の指示）

- 第6 健康局長は、第4の関係者との調整を終えた後、他法令による行政庁の許可、認可等を必要とする場合、当該許可、認可等を受け、又は受ける見込みを得たことを確認したうえで、事前協議書の内容が適正であると認められたときは、開設者等に病院の場合は病院開設許可申請書もしくは病院病床数変更許可申請書提出を、診療所の場合は診療所病床設置許可申請書もしくは診療所病床数変更許可申請書提出を指示するものとする。

なお、病院あるいは診療所開設予定地を含む2次保健医療圏（神戸圏域）において、すでに既存病床数が基準病床数に達している場合、又は病院開設等によって当該基準病床数を超えることになる場合においては、病院あるいは診療所開設等について、県医療審議会に諮問が必要な旨を開設予定者に伝えるものとする。

（その他）

- 第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（事務局）

- 第8 病床機能検討部会の事務局は、神戸市健康局地域医療課がこれを行う。

（付則）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

（付則）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

(付則)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

病院及び診療所開設・増床許可等の事務手続手順

(参考)

